

港湾BCPの行動手順の概要(案)

1. 行動手順の目的・必要性

1) 港湾BCPの実効性向上に資する計画要素としての行動手順

○港湾の事業継続計画策定ガイドラインは、港湾BCPの実効性の向上に向けて、PDCAサイクルによる計画のマネジメントを位置付けている。

○マネジメントの中でも、計画が実施された後や取り巻く状況変化を踏まえた、不断の計画評価が特に重要になる。

○計画評価（計画実施後又は訓練後の見直し等）を行うにあたっては、計画内容がより具体化（手順化）されている必要がある。

※参考資料：「国際標準（ISO 22301）の構成と考え方」を参照（次頁）

2) 行動手順に求められる役割

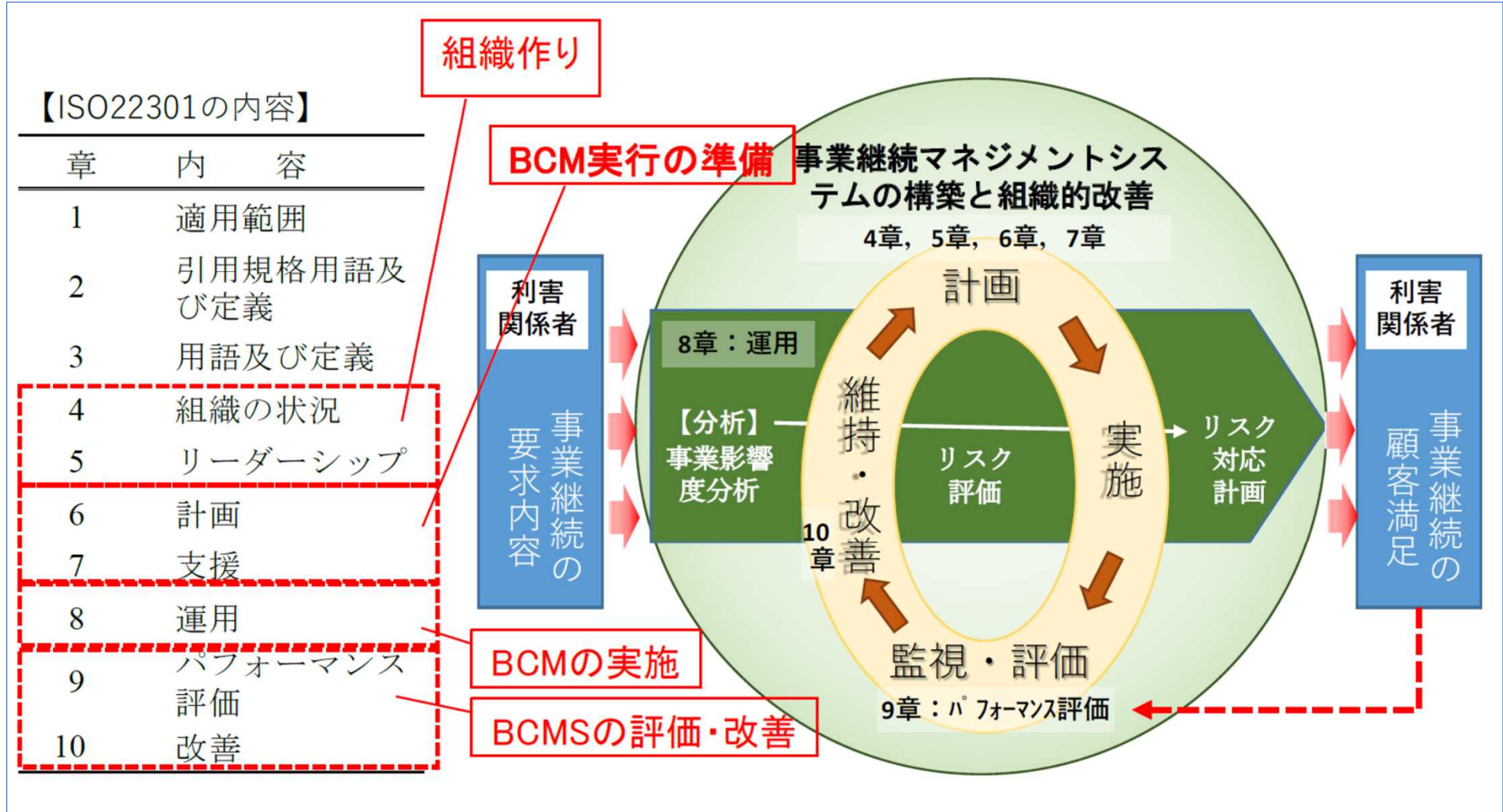
○港湾BCPの計画の特徴と行動手順の必要性

- ・港湾BCPでは、計画に参画する主体が多岐にわたることと、多岐にわたる関係主体が連携して行動する必要性があることから、計画自体は関係者の合意形成を重視し、比較的シンプルで且つ達成目標を明示する程度に止めている。
- ・従って、計画の実効性を担保するためには、関係主体（個々あるいは連携して）が計画目標に至るための、より具体的な行動手順を別途用意する必要がある。

○港湾BCPの実効性向上に不可欠の訓練に必要な行動手順

- ・関係主体における人事異動、組織改正、状況変化に伴う参画する関係主体そのものの変化に関わらず、計画の実効性を担保する（また担当者の実行力を向上させる）ためには、行動手順に沿った継続的な訓練が必要である。

参考図：国際標準（ISO 22301）の構成と考え方



出典：港湾物流事業継続マネジメントための手順書（H31.2.21／京都大学経営管理大学院 小野憲司）より抜粋

2. 行動手順の港湾BCPの体系の中での位置づけ

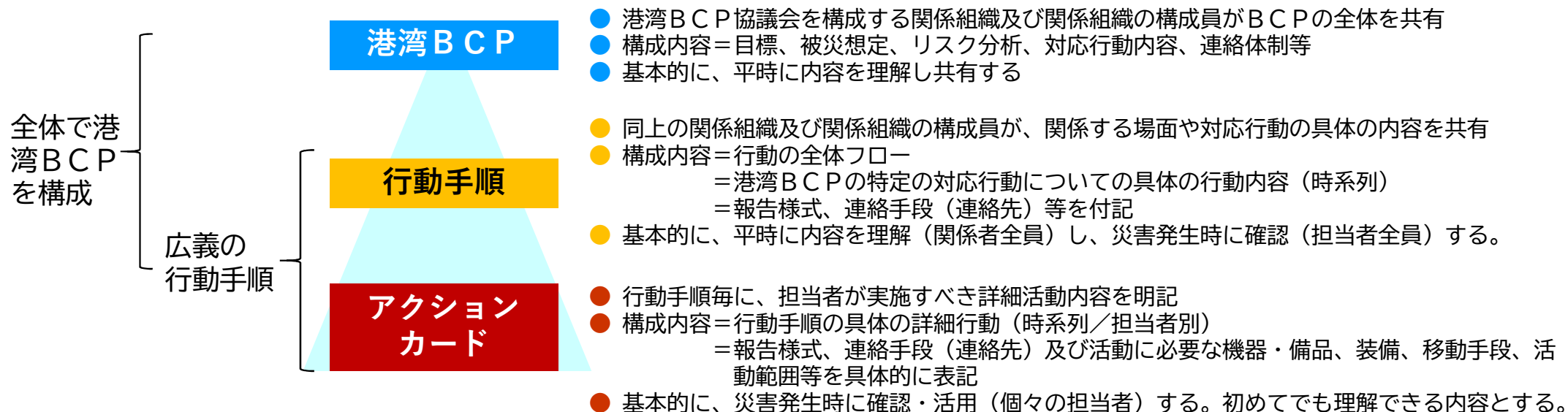
1) BCPの体系と行動手順

○港湾BCPの計画自体は関係者の合意形成を重視し、比較的シンプルで且つ達成目標を明示する程度に止めるものであるが、例えば、体制設置や被災情報収集等については、関係者間の連携をスムーズにする意味で、具体的な行動が時系列に沿って示されている必要があり、その具体性のレベルや利用者に即して、より表記内容の詳細度を高める必要がある。

：BCP計画書本文は、活動毎の仕掛や達成目標を明記。

：行動手順は、活動の具体的な内容を時系列に沿って明記。

：上記以上の詳細の行動手順⇒個々の活動担当者に即した活動内容を明記（⇒アクションカード）



2. 行動手順の項目・内容

1) 行動手順及びアクションカードの必要性が高い活動内容や場面

○港湾BCPにおける行動手順は、BCPの実効性の担保、すなわち関係者の「実行力」の担保にあることから、計画の以下の活動場面において、行動手順がより必要になる。

- ：計画発動に係る初動時の活動内容⇒参集、関係主体個々の体制設置、関係主体間の連絡体制確保、事前準備活動
- ：実施内容を規定する被害状況調査⇒被害情報調査、被害情報の集約・共有
- ：連携する関係主体が特に多い場面⇒道路及び航路啓開、がれき処理、緊急物資輸送等の船舶の受入

○港湾BCPを円滑に実行するためには、広域的な関係機関（近隣港、他省庁等）との連携や調整が不可欠であり、そうした調整業務に係る行動手順が必要である。

- ：各種の協定に基づく調整 ⇒被害状況調査や応急復旧活動における協定に基づく出動要請や調整
- ：法55条3.3に係るバース調整等 ⇒航路啓開や各種船舶入港に係る、啓開及びバース調整業務
- ：応急公用負担権限の行使判断 ⇒緊急性が求められる道路・航路啓開実施における応急公用負担権限行使判断

○行動手順の中でも、特に実効性の担保が必要な事項（クリティカルパスとなる行動）については、特定の責任者（担当者）に即した活動の内容を明記した「アクションカード」の活用が有効である。

- ：初動時の活動内容 ⇒参集・安否確認、関係者間の連絡体制の確保
⇒被害状況調査、被害情報の集約・共有
- ：関係者が多く且つ緊急性が高い ⇒応急公用負担権限行使の判断 等

2) 行動手順に必要な要件

○行動手順は、誰でもが、手順をみれば、迷うことなく実行できる必要があり、可能な限り以下の要件を備えることが望ましい。なお、どこまで詳細な内容を盛り込むかは、BCPの計画熟度に応じた対応が求められる。

- ：時系列表記 ⇒活動内容を、原則、時系列に沿って一つ一つ列挙すること。
- ：主体の明記 ⇒活動内容の主体と関係する相手先を明示する。
 - ⇒上記の活動主体、相手先については可能な限り、具体の連絡先を付記する。
 - ▶関係組織名
 - ▶担当部署名（及び担当者）
 - ▶緊急時連絡先及び平時の電話番号、メールアドレス など
- ：手段や道具の準備⇒例えば、情報収集活動を実施する際には、以下のような具体的内容を付記することが望ましい。
 - ▶活動要員の構成（点呼等を含む）
 - ▶活動のための装備（通信機器、点検機器、安全装備、移動手段、その他必要備品など）
 - ▶各種様式（点検・報告様式、地図・図面、想定ルート図など）
 - ▶以上に係るチェックリスト

○行動手順は、時系列での活動内容を列挙するが、それぞれの行動内容が全体の活動の流れのどこに位置するのかを示し、それぞれの行動内容の前後のミッションの理解を促し、より関係者の連携活動をスムーズにするためのフロー図等を添付する必要がある。

○行動手順は、港湾BCPにおける達成目標を具体に実現するための手段であり、時系列で列挙された活動内容について、達成目標内容、達成目標時間を付記することも有効と考えられる。

：特に、アクションカード等の詳細を定める場合には、達成目標と時間目標等の付記がより有効とみられる。

3. 行動手順の詳細について

1) 行動手順の詳細項目等（別紙を参照）

2) 行動手順書の表記イメージ（下表を参照）

参考表 広域連携体制立ち上げの手順書

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3②	広域連携体制構成機関の担当窓口設置			
(3時間以内)	・広域連携体制構成機関は、事務局(港湾空港部)からの伊勢湾BCP発動の連絡を受けて、広域連携体制担当窓口を設置する。	第四管区海上保安本部	□事務局(港湾空港部)	・伊勢湾BCP協議会連絡体制表
	・広域連携体制構成機関は、伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づき、担当窓口(部署、担当者)と使用できる通信手段を事務局(港湾空港部)にメール、FAX等で連絡する。	中部運輸局		
	【事務局(港湾空港部)への連絡内容】	愛知県		
	☐ 部署	三重県		
	☐ 担当者	名古屋港管理組合		
	☐ 使用可能な通信手段(伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づく)	四日市港管理組合		
A3③	広域連携体制の設置			
(3時間以内)	・事務局(港湾空港部)の窓口設置が完了し、連絡体制を確保した時点で広域連携体制が設置される。	事務局(港湾空港部)		・伊勢湾BCP協議会連絡体制表
	・各構成機関は、体制が整い次第参画する。	第四管区海上保安本部		
	※体制が整った機関は、広域連携体制の設置に係わらず、情報収集など実施可能なことを順次進める。	中部運輸局		
	・事務局(港湾空港部)は、中部地域港湾BCPポータルサイトに伊勢湾BCPを発動し、広域連携体制を設置したことを掲示する。	愛知県		
	【中部地域港湾BCPポータルサイト掲載内容】	三重県		
	http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html	名古屋港管理組合		
	☐ 伊勢湾BCPの発動と広域連携体制の設置	四日市港管理組合		
	☐ 事務局(港湾空港部)の担当窓口、使用可能な通信手段			

出典：港湾物流事業継続マネジメントための手順書（H31.2.21／京都大学経営管理大学院 小野憲司）より抜粋

3) アクションカードの作成イメージ

参考資料 東京都立広尾病院における地震災害時のアクションカード

責任者	責任者	スタッフ1 (第1発見者) スタッフ2 (応援職員) 責任者
地震発生時の対応 1. 緊急地震速報30秒前！ ・スタッフへの声かけ ・ヘルメット・懐中電灯の準備 2. 緊急地震速報10秒前！ ・自身の安全確保 ・火災の確認、緊急連絡、緊急点検の心積もり 3. 揺れが収まったら、火災を確認せよ ☐ 初期消火 ☐ 隣接部署へ応援要請する ☐ 避難誘導 ①まず水平二区画の移動、②指示があったら垂直移動の原則を守ること 4. 自部署の安全確認を行う ☐ 今いる人数の把握、負傷者の有無 ☐ スタッフ ☐ 患者 ☐ 大きな破損の把握 ☐ 医療機器 ☐ 施設・設備 5. 同一階の安全確認を行う ☐ 一時避難場所までの経路を確認する 6. 「緊急連絡・緊急点検（地震 2/3）」で、安全確保を実施せよ	緊急連絡・緊急点検 1. 人的被害の確認をせよ ① 現在の出勤者全員の安全確認をせよ → 負傷者あり → 応急処置 → 災害対策本部（内線1000）に緊急連絡！ → 負傷者なし → 緊急点検へ 2. 連絡経路を確保せよ ② 病棟電話（___0）が通話可能か確認し、「本部と連絡専用」と張り紙する ※不通の場合は、報告は「伝令+メモ（内容と時刻を必ず記載）」で行うこと 3. 緊急点検を実施せよ ③ 診療に影響を与えるような施設・設備損傷の有無について緊急点検を行う ④ 同一階の病棟・部署と協力して点検・対応・復旧に当たる 4. 物的被害を確認・点検せよ ※部署の診療機能に影響があると推測する場合、本部へ一報（内線1000）する ⑤ 確認・点検箇所は、以下の通り ・内線電話の通話状況 ・壁、天井、床、窓、扉などの損壊 ・上下水道の破損（天井からの水漏れなど）、水道の使用状況 ・電気の使用状況 ・電子カルテの使用状況 ・診療用設備 5. 「状況報告書（地震 3/3）」を使用し、状況を本部に報告せよ	避難・誘導 1. 避難路を確認せよ 同一階の職員と協力せよ ・一時避難場所へ独歩患者・家族を誘導 ・防火扉を閉める ・排煙設備を起動 ・火元より遠い非常階段を確保 2. 責任者へ報告せよ ・「避難路の確保完了！」 ・「防火扉・排煙設備の稼働確認！」 3. 応援職員に指示せよ ・防火扉・非常階段の扉の前に誘導員を配置 ・（1）患者の搬送、（2）移動後の見張り・案内 4. 患者を誘導せよ（二区画水平移動） ・常に声をかけること 「避難路はこちらです」 「落ち着いて避難してください」 「姿勢を低くして避難してください」 「タオルや布を、口にあてて避難してください」 ・火元に近い患者から移動 ・防火扉は人が通る時のみ開閉

出典: HPアドレス = https://www.byouin.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/uploads/how_to_action.pdf

別紙 表 行動手順の詳細項目のイメージ（アクションカード作成が有効な項目等を付記）

ステージ	達成目標	行動手順項目	記載内容	アクションカードの作成など
事前準備(風水害のみ)	案内情報発信	気象情報の共有	各種気象情報の収集／「台風説明会」情報の共有	－
		案内情報等の発信	連絡体制の確認／事前準備活動開始の案内（海保警戒体制含む）	－
	直前予防対応	各種の安全対策の実施	船舶の避難等の安全対策の実施／貨物・荷役機器等の安全対策の実施／施設の浸水対策の実施	・活動内容別の安全対策チェックリスト
		避難及び業務活動中断	来訪者、関係者の避難実施及び案内／業務中断案内	・避難案内・誘導 ・業務中断確認
発災・初動	○体制設置	・安否確認	安否確認（本人、家族）／現所在地確認	・安否確認
		・参集	参集可否確認／参集可能時間確認／同情報集約	・時系列での参集体制確認
		・体制設置	活動場所確保／参集要員確認／連絡通信手段の確保及び起動／体制設置	・活動場所確保／通信手段確保
	○連絡体制確保	・関係者間の連絡体制の確保	体制設置の関係機関への連絡／連絡体制共有／リエゾンの派遣(必要に応じ)	・リエゾンの派遣と受入れ
被害状況調査	○概況調査	・被害の概況把握	テレビ、ラジオ等のマスコミ情報の収集／自施設周辺の被害概況の調査／組織上部への報告	・自施設周辺の被害概況の調査
	○被害状況調査	・管理対象施設等の被害状況調査	調査要員の派遣／調査の実施／被害状況調査結果の連絡／被害状況調査結果の集約	・調査実施に係る「出動装備、移動手段、通信手段、報告様式等」を明示
		・他機関からの被害情報収集	調査協力依頼／リエゾン派遣／調査結果の集約	・通信手段、連絡様式等の事前取決め
		・被害状況の情報共有	上記被害状況調査結果の集約／関係機関への情報発信（共有化）	－
応急復旧活動	○出動要請	・資機材、要員等の動員態勢確認	協定団体等への動員態勢（資機材、要員）の確認／応急復旧計画の立案／出動要請対象の特定	・協定団体等への動員態勢（資機材、要員）の確認
		・出動要請	出動要請／作業契約／作業許可申請等	・作業許可申請等（事前調整等を含む簡便様式化等）
	○がれき処理	・仮置場の決定	仮置き場適正地の情報収集／がれき類の内容・種類等の情報集約／仮置き場及び運搬方法の決定	・仮置き場適正地の情報収集（事前候補地の活用可能性確認等）
		・仮置き場への移動・管理	仮置き場へのガレキ運搬／仮置き場でのがれき類の適正管理	・仮置き場での管理方法

別紙 表 行動手順の詳細項目（イメージ） 前頁のつづき

ステージ	達成目標	行動手順項目	記載内容	アクションカードの添付など
船舶の受入	○55 条 3.3	・ 代替管理の要請	入港予定船舶の情報集約／バース調整等の実施可能性の検討／国への 55 条 3.3 の適用要請	・ 入港予定船舶の情報集約／国への 55 条 3.3 の適用要請
		・ 国の代替管理	リエゾンの派遣(受入れ)／連絡体制の構築／代替管理体制の構築／代替管理での航路啓開やバース調整の実施及び情報共有	・ リエゾンの派遣(受入れ)／バース調整の実施及び情報共有
	○応急公用負担 権限行使判断	・ 漂流物、沈下物の内容確認	入港船舶の情報収集（緊急性の判断材料を含む）／暫定啓開範囲の決定／漂流物・沈下物の調査	・ 入港船舶の情報収集
		・ 有価物、危険物の情報収集	調査結果に基づく揚収物の詳細内容の把握（港運事業者や陸運局等への確認）／権限行使の判断	・ 権限行使の判断
		・ 権限行使	応急応用負担権限の行使による揚収物等の揚収作業指示／作業実施／揚収物の仮置き場への移動	－
		・ 管理	仮置き場での適正管理／管理台帳の作成／所有者との処分に関する調整	・ 仮置き場での適正管理
暫定的な供用開始	○復旧状況確認	・ 岸壁、ヤード等の復旧状況確認	岸壁、ヤード、荷役機器等の各管理者から復旧状況情報の収集／情報集約	－
		・ 航路啓開の確認(深浅測量)	異常点の確認／漂流物の監視／異常点の標示対応	－
		・ 臨港道路等の通行可否の確認	臨港道路の通行可否確認／背後道路等の通行可否の確認／通行可否情報の集約	－
	○暫定供用航路決定	－	港湾施設の復旧状況情報集約／国、管理者、保安部での会議開催／暫定供用航路等の決定	－
	○プレス発表	－	上位 3 者連盟でのプレス発表（管理区分別に国、管理者がそれぞれメインとなる）	－